泉南市マンションの管理に関する計画の認定等実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法及びマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（管理計画の認定基準に係る適合確認）

第３条　規則第１条の８第１項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証とし、法第５条の 13 第１項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、法第５条の 14 各号に掲げる基準に適合することについて、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

２　前項の規定は、法第５条の 16 の規定による認定の更新について準用する。

（申請の取り下げ）

第４条　認定申請又は変更認定申請をした者は、当該認定を受ける前に管理計画の認定申請等取下届（様式１）を市長に提出することにより、その申請を取り下げることができる。

（軽微な変更）

第５条　認定管理者等は、規則第１条の 15 に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式２）に、添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

（管理の取りやめ）

第６条　認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式３）を市長に提出することができる。

（管理計画認定等の証明の手続き）

第７条　認定管理者等は、認定を受けている者であることを証する書面の交付を受けようとする場合、管理計画認定等証明申請書（様式４）を市長に提出するものとする。

（その他）
第８条　この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この要綱は、令和６年 10 月 21 日から施行する。

附則
この要綱は、令和７年 11 月 28 日から施行する。